

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>○四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成27年 3月30日 規則第 2号</p> <p>(保育料等の減免等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、教育・保育給付認定保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは保育料等を減免又は免除することができる。</p> <p>(1) 生計維持者が疾病、事故等により長期にわたり就労不可能となったとき。</p> <p>(2) 災害等により住居に半壊以上の損害を受けたとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 所得が皆無であり、かつ生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められるとき</u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認めるとき。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成27年 3月30日 規則第 2号</p> <p>(保育料等の減免等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、教育・保育給付認定保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは保育料等を減免又は免除することができる。</p> <p>(1) 生計維持者が疾病、事故等により長期にわたり就労不可能となったとき。</p> <p>(2) 災害等により住居に半壊以上の損害を受けたとき。</p> <p>(3) <u>年度途中において母子家庭又はこれに準ずる世帯となったとき。</u></p> <p>(4) <u>前年に比較し、著しく生計状況の変動が認められるとき。</u></p> <p><u>(5) その他市長が必要と認めるとき。</u></p> <p>4 (略)。</p> <p>附 則</p>

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第2条第1項）

特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けた場合の保育料

各月初日に在籍する教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料の月額（各階層区分の左欄が保育標準時間認定を受けた場合、右欄が保育短時間認定を受けた場合の額）	
階層区分	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び児童福祉法（昭和22年法律第164条）第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	円 0	円 0
2	1階層を除く市町村民税非課税	0	0

別表（第2条第1項）

特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けた場合の保育料

各月初日に在籍する教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料の月額（各階層区分の左欄が保育標準時間認定を受けた場合、右欄が保育短時間認定を受けた場合の額）	
階層区分	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び児童福祉法（昭和22年法律第164条）第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	円 0	円 0
2	1階層を除く市町村民税非課税	0	0

3	き、当該年度	市町村民税所得割非課税	4,110	4,040
4	の4月分から	市 48,600円未満	6,170	6,070
5	8月分までの	町 48,600円以上51,500円未	11,180	10,990
	保育料の算定	村 満		
6	にあつては前	民 51,500円以上56,600円未	14,960	14,710
	年度分の、当	税 満		
7	該年度の9月	所 56,600円以上60,100円未	18,840	18,520
	分から3月分	得 満		
8	までの保育料	割 60,100円以上74,000円未	18,840	18,520
	の算定にあつ	課 満		
9	ては当該年度	税 74,000円以上79,000円未	26,650	26,200
	分の市町村民	額 満		
10	税の額の区分	79,000円以上97,000円未	26,650	26,200
	が次の区分に	満		
11	該当する世帯	97,000円以上112,000円未	33,450	32,880
		満		
12		112,000円以上115,000円	40,760	40,070
		未満		
13		115,000円以上132,000円	40,760	40,070
		未満		
14		132,000円以上169,000円	44,000	43,250
		未満		
15		169,000円以上203,800円	51,690	50,810
		未満		
16		203,800円以上301,000円	54,330	53,410

3	き、当該年度	市町村民税所得割非課税	4,110	4,040
4	の4月分から	市 48,600円未満	6,170	6,070
5	8月分までの	町 48,600円以上51,500円未	11,180	10,990
	保育料の算定	村 満		
6	にあつては前	民 51,500円以上56,600円未	14,960	14,710
	年度分の、当	税 満		
7	該年度の9月	所 56,600円以上60,100円未	18,840	18,520
	分から3月分	得 満		
8	までの保育料	割 60,100円以上74,000円未	18,840	18,520
	の算定にあつ	課 満		
9	ては当該年度	税 74,000円以上79,000円未	26,650	26,200
	分の市町村民	額 満		
10	税の額の区分	79,000円以上97,000円未	26,650	26,200
	が次の区分に	満		
11	該当する世帯	97,000円以上112,000円未	33,450	32,880
		満		
12		112,000円以上115,000円	40,760	40,070
		未満		
13		115,000円以上132,000円	40,760	40,070
		未満		
14		132,000円以上169,000円	44,000	43,250
		未満		
15		169,000円以上203,800円	51,690	50,810
		未満		
16		203,800円以上301,000円	54,330	53,410

		未満		
17		301,000円以上397,000円	57,460	56,480
		未満		
18		397,000円以上480,000円	60,600	59,570
		未満		
19		480,000円以上671,800円	65,750	64,630
		未満		
20		671,800円以上	70,900	69,690

備考

- この表の2階層から20階層までにおける地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用せず、教育・保育給付認定保護者等が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。
- 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもが同一世帯に2人以上いる場合、当該子どものうち最年長の子どもから順に満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次項において同じ）が2人目の場合はこの表の保育料の欄に掲げる額の半額（その額に10円未満の端

		未満		
17		301,000円以上397,000円	57,460	56,480
		未満		
18		397,000円以上480,000円	60,600	59,570
		未満		
19		480,000円以上671,800円	65,750	64,630
		未満		
20		671,800円以上	70,900	69,690

備考

- この表の2階層から20階層までにおける地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用せず、教育・保育給付認定保護者等が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。
- 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもが同一世帯に2人以上いる場合であって、同時に入所要件を満たしており、当該子どものうち最年長の子どもから順に満3歳未満保育認定子どもが2人目の場合はこの表の保育料の欄に掲げる額の半額（その額に10円未満の端数があるときは、こ

数があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。)、3人目以降の場合は無料とする。

- 3 市町村民税所得割課税額が57,700円未満と認定された世帯のうち教育・保育給付認定保護者等と生計を一にする子どもが複数いる場合(教育・保育給付認定保護者等に監護されていた者等も含む。)は、前項の規定にかかわらず、最年長の子どもから順に満3歳未満保育認定子どもが2人目の場合はこの表の保育料の欄に掲げる額の半額、3人目以降の場合は無料とする。
- 4 市町村民税所得割課税額が77,101円未満と認定された世帯のうち教育・保育給付認定保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等である場合は、1人目の満3歳未満保育認定子どもの保育料は、この表の保育料の欄に掲げる額の半額とする。ただし、当該保育料の額が9,000円を超える場合には、9,000円とする。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、前項の規定に該当する世帯のうち教育・保育給付認定保護者等と生計を一にする子どもが複数いる場合(教育・保育給付認定保護者等に監護されていた者等も含む。)は、最年長の子どもから順に、2人目以降の満3歳未満保育認定子どもの保育料は無料とする。

6 (削除)

れを切り捨てる。以下同じ。)、3人目以降の場合は無料とする。

- 3 市町村民税所得割課税額が57,700円未満と認定された世帯のうち教育・保育給付認定保護者等と生計を一にする子どもが複数いる場合(教育・保育給付認定保護者等に監護されていた者等も含む。)は、前項の規定にかかわらず、最年長の子どもから順に満3歳未満保育認定子どもが2人目の場合はこの表の保育料の欄に掲げる額の半額、3人目以降の場合は無料とする。
- 4 市町村民税所得割課税額が77,101円未満と認定された世帯のうち教育・保育給付認定保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等である場合は、1人目の満3歳未満保育認定子どもの保育料は、この表の保育料の欄に掲げる額の半額とする。ただし、当該保育料の額が9,000円を超える場合には、9,000円とする。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、前項の規定に該当する世帯のうち教育・保育給付認定保護者等と生計を一にする子どもが複数いる場合(教育・保育給付認定保護者等に監護されていた者等も含む。)は、最年長の子どもから順に、2人目以降の満3歳未満保育認定子どもの保育料は無料とする。

6 教育・保育給付認定保護者等が婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものである場合は、当該教育・保育給付認定保護者等の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫であるとみなして、同法第295条第1項第2号、

7 (削除)

6 課税額の算定に必要な書類の提出がない、市民税の申告がないなど課税額の確認ができない場合は、20階層にて保育料を決定する。

第314条の2第1項及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定した市町村民税額に基づく階層にて保育料を決定する。

7 教育・保育給付認定保護者等は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額から決定する場合がある。

8 課税額の算定に必要な書類の提出がない、市民税の申告がないなど課税額の確認ができない場合は、20階層にて保育料を決定する。